

特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ(令和7年度)

札幌市教育委員会

札幌市では、特別支援学級に就学しているお子さまなどがあるご家庭に対し、その世帯収入に応じて、学用品、給食費等学校教育にかかる費用の一部を、特別支援教育就学奨励費として助成しています。

対象となる方

- (1) 札幌市立小・中学校の特別支援学級（知的障がい、自閉症・情緒障がい等）に在籍しているお子さま
- (2) 札幌市立小・中学校の通常の学級に在籍しているが、重度の障がいや疾病のあるお子さま（※1）

※1 札幌市学びの支援委員会において、特別支援学校（聾学校、盲学校、養護学校）で学ぶことが望ましい程度（学校教育法施行令第22条の3に定める障がいの程度）と判断されるお子さま。

- (3) 札幌市が設置する通級指導教室（言語障がい、難聴、弱視、発達障がい等）に通級するお子さま
通級指導教室に通級するお子さまについては通級交通費（本人経費分）のみ助成対象となります。
また、該当のお子さまにつきましては、別途11月頃に通級先の学校から御案内いたします。

《ご注意ください》

- ・ 次のいずれかを受給している場合は助成の対象となりません。
生活保護法による教育扶助、就学援助、児童福祉法による就学における措置費または療育の給付
- ・ 特別支援学校に通うお子さまについては、北海道教育委員会から助成があります。詳しくは入学する特別支援学校にお問い合わせください。



助成の内容 助成額等の詳細は裏面をご覧ください。

★令和7年度から算定方法が変わり、従来の「社会保険料」、「生命保険料」及び「地震保険料」に加え、新たに「小規模企業共済の掛金」、「企業方（企業型DC）年金の掛金」、「個人型年金（IDeCo）の掛金」、「地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金」及び「雑損控除」の額（以下、「雑損等の控除額」）が控除可能となりました。

支弁区分	総所得金額（※2）	助成の内容
I、II区分	令和6年中の所得が下記の世帯（※3） ・ 2人世帯…618万円以内 ・ 3人世帯…761万円以内 ・ 4人世帯…821万円以内 ・ 5人世帯…901万円以内 ・ 6人世帯…1,066万円以内	・ 学用品費、通学用品費 ・ 新入学児童生徒学用品費、通学用品費 ・ 体育実技用具費 ・ 拡大教材費 ・ 校外活動費（宿泊なし） ・ 校外活動費（宿泊あり） ・ 修学旅行費 ・ 学校給食費 ・ 職場実習交通費 （中学生のみ） ・ 通学交通費 （本人分経費）
III区分	上記の所得を上回る世帯	通学交通費（本人経費分） 職場実習交通費（中学生のみ）

※2 所得税の確定申告書の「所得金額の合計」の金額又は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。
なお、源泉徴収票は、収入が給与収入のみの場合に限り有効な書類といたします。

※3 表中の金額はめやすの額となります。世帯の年齢構成等に応じ個別に審査するため、所得が表中の金額以内であっても該当しない場合があります。また、今後の国及び道の通知により基準額が変動する場合があります。

助成を受ける際に、領収書又はレシートの提出が必要な費目があります。
購入した際の領収書又はレシートは必ず保管しておいてください。

- 領収書又はレシートは、令和7年8月、令和8年1月に学校に提出いただく予定です。
- 領収書又はレシートがない場合は、助成を受けることができません。

助成費目	助成額（国による予算成立を前提）		レシート等の確認	対象となる経費	
	小学校	中学校			
学用品費・通学用品費	実費の1/2 (上限 5,820 円)	実費の1/2 (上限 11,370 円)	◎ (領収書またはレシートで金額を確認する場合があります。そのため、保管をお願いいたします。)	別紙「学用品費・通学用品費等助成対象品目一覧」をご参照ください	
新入学児童生徒学用品費・通学用品費 1年生の4月認定者に限る。 ※他制度で、新入学学用品費等を受領している場合は対象外。	実費の1/2 (上限 28,530 円)	実費の1/2 (上限 31,500 円)			
拡大教材費	ページ数×単価(限度額 42 円)×1/2 (1冊あたりの限度額 5,250 円)				副教材として使用する拡大教材の購入費
体育実技用具費 ※小1～3年生、小4～6年生、中1～3年生の間に各1回のみ、1種目分を助成	種目	スキー	実費の1/2 (上限 13,255 円)	実費の1/2 (上限 19,015 円)	・スキー板・スキー靴 ・金具・スキーケース ・ストック・手袋 ・柔道衣上下 ・帯
		柔道	—	実費の1/2 (上限 3,825 円)	
校外活動費(宿泊なし)	対象経費の1/2 (上限 800 円)		× (学校から市教委へ金額を報告するため不要です。)	交通費、見学料のみ	
校外活動費(宿泊あり)	対象経費の1/2 (上限 1,845 円)			交通費、見学料、宿泊費のみ	
修学旅行費	実費の1/2			実費相当額(一部対象外)	
職場実習交通費	—	実費			
通級交通費(本人経費分)	実費		○ (定期券やSAPICA明細により金額を確認します。)	公共交通機関利用にかかる交通費	
通学交通費(本人経費分)	実費				
学校給食費	実費の1/2		× (市教委の連携により確認します。)		

助成を受けるためには

次の書類を学校へご提出ください。

- 特別支援教育就学奨励費申請書(学校から用紙をお受け取りください)
- 令和6年中の所得額を証明する書類:世帯で収入(年金も含む)のある方につき、いずれか一点が必要です。
また、写し(コピー)による提出も可能です。
A:収入が給与収入のみであり、雑損等の控除額(表面の★印を参照)がない方
○「令和6年分 給与所得の源泉徴収票(年末調整済みのもの)」※4
※4 雑損等の控除額があり、源泉徴収票に記載されている場合はこちらの提出でも構いません。
B:それ以外の方
○「令和6年分 所得税の確定申告書(第1表・第2表)の控え」又は
○「令和7年度所得(市・道民税)証明書(社会保険料等詳細が記載されたもの)」※5
※5 お住まいの区を所管する市税事務所で令和7年6月11日(水)以降に発行することができます。
- 振込口座の通帳の写しまたはキャッシュカードの写し、ネット銀行のスクリーンショット画面
児童福祉施設や指定療育機関に入所又は入院し、就学に係る措置費又は療育の給付を受けていない方は、「施設(機関)長が発行する入所(入院)証明書(学校で用紙をお受け取りください)」もご提出ください。

初回申請書提出期日:令和7年5月19日(月)

○上記B:「令和7年度所得(市・道民税)証明書」が必要な方は令和7年6月19日(木)

なお、上記期日以降も随時申請を受け付けておりますが、原則申請日(学校へ申請書を提出した日)の属する月からの認定となり、認定月によっては助成対象とならない費目があります。また、申請書を提出した後、自己都合で証明書類の提出が1か月を超えて遅れた場合は、証明書類を提出した月からの認定となります。

お問い合わせ

お子さまが通学する学校にお問い合わせください。